明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

ハ　ターミナルケア及び特掲診療料の施設基準等別表七に該当する利用者に対する訪問看護について十分な実績を有すること。

ニ　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十三項に規定する居宅介護支援事業を行うことができる体制が整備されていること。

(2)　機能強化型訪問看護管理療養費2の基準

次のいずれにも該当するものであること。

イ　常勤の保健師、助産師、看護師又は准看護師の数が五以上であること。

ロ　二十四時間対応体制加算を届け出ていること。

ハ　ターミナルケア及び特掲診療料の施設基準等別表七に該当する利用者に対する訪問看護について相当な実績を有すること。

ニ　介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援事業を行うことができる体制が整備されていること。

(3)　二十四時間対応体制加算の基準

利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にある場合であって、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行うことができる体制にあること。

(4)　二十四時間連絡体制加算の基準

利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にあること。

(5)　特別管理加算の基準

指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に対する指定訪問看護を行うにつき、当該利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制その他必要な体制が整備されていること。

(6)　重症者早期集中支援管理連携加算の基準

精神疾患を有する者に対して指定訪問看護を行うにつき必要な体制が整備されており、かつ、二十四時間対応体制加算を届け出た場合であって、特掲診療料の施設基準等に掲げる精神科重症患者早期集中支援管理料を届け出た保険医療機関と連携しながら訪問看護を行う体制その他必要な体制が整備されていること。

第二　指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等の利用者等

一　訪問看護基本療養費の注1に規定する厚生労働大臣が定める疾病等の利用者

週三日を超えて訪問看護を行う必要がある利用者であって、次のいずれかに該当するもの

(1)　特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者

(2)　特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者

二　訪問看護基本療養費の注5及び精神科訪問看護基本療養費の注4に規定する厚生労働大臣が定める者

次のいずれかに該当する者

(1)　特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者

(2)　特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者

(3)　その他在宅療養に備えた一時的な外泊に当たり、訪問看護が必要であると認められた者

三　長時間訪問看護加算及び長時間精神科訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者

長時間の訪問看護を要する利用者であって、次のいずれかに該当するもの

(1)　十五歳未満の超重症児又は準超重症児

(2)　特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者

(3)　特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者

四　複数名訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な者

一人の看護師等による指定訪問看護が困難な利用者であって、次のいずれかに該当するもの

(1)　特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者

(2)　特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者

(3)　特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者

(4)　暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者

(5)　その他利用者の状況等から判断して、(1)から(4)のいずれかに準ずると認められる者（看護補助者の場合に限る。）

五　訪問看護管理療養費の注3本文に規定する厚生労働大臣が定める状態等にある利用者

特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者

六　訪問看護管理療養費の注3ただし書に規定する厚生労働大臣が定める状態等にある利用者

特掲診療料の施設基準等別表第八第一号に掲げる者

七　退院支援指導加算に係る厚生労働大臣が定める退院支援指導を要する者

退院日に療養上の退院支援指導が必要な利用者であって、次のいずれかに該当するもの

(1)　特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者

(2)　特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者

(3)　退院日の訪問看護が必要であると認められた者

第三　特別地域訪問看護加算に係る厚生労働大臣の定める地域

一　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域

二　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の地域

三　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により振興山村として指定された山村の地域

四　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島の地域

五　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島

六　過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域

第四　指定訪問看護に係る厚生労働大臣が定める場合

一　要介護被保険者等である利用者について指定訪問看護の費用に要する額を算定できる場合

(1)　特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を行う場合

(2)　特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる名称の疾病等の利用者に対する指定訪問看護を行う場合

(3)　訪問看護基本療養費(Ⅱ)が算定される指定訪問看護を行う場合

二　訪問看護基本療養費の注14ただし書及び精神科訪問看護基本療養費の注12ただし書に規定する所定額を算定できる場合

(1)　介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護又は同条第十九項に規定する認知症対応型共同生活介護の提供を受けている利用者に対し、前号(1)又は(2)に掲げる指定訪問看護を行う場合

(2)　介護保険法第八条第二十六項に規定する介護老人福祉施設の入所者等であって、末期の悪性腫瘍であるものに対し、その主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、指定訪問看護を行う場合

(3)　病院又は診療所に入院している者で、在宅療養に備えて一時的に外泊している者（次のいずれかに該当する者に限る。）

イ　特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者

ロ　特掲診療料の施設基準等別表第八各号に掲げる者

ハ　その他在宅療養に備えた一時的な外泊に当たり、訪問看護が必要であると認められた者

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一、七六八円（本体一、六九〇円）　（配送料別）